

# 手続の経緯と費用の概算 - 意匠

## (1) 出願時の費用

意匠登録出願は、願書に図面（又は写真、ひな形、見本）を添付して出願します。  
以下は消費税別の金額です

特許庁に納める印紙代	16,000
出願手数料	80,000
図面又は写真代 (A4) 4,000* (例) 6枚	24,000
合計	120,000

## (2) 出願後の費用

上記意匠登録出願がされると審査官が審査を行い、約1年後に審査官による審査の結果として、(3)登録査定がされるか、或いは、例えば「過去に同じ意匠又は類似する意匠が出願され又は登録されている」ことを理由として特許庁から拒絶理由通知が送付されます。拒絶理由通知が送付された場合には、以下の書類(手続補正書及び/又は意見書)を提出することができます。  
以下は消費税別の金額です。

拒絶理由通知に対する応答	
願書又は図面の訂正	60,000
意見書	60,000
合計	(* ) 120,000

## (3) 登録査定

審査官の審査により拒絶理由が発見できない場合には、“登録査定”と言う処分がされます。この場合、弊所で代理させていただいた事件が成功を見たということで、以下の成功謝金を頂戴いたします。以下は消費税別の金額です。

成功謝金及び登録料の納付手数料	75,000
登録料の納付 特許庁に納める印紙代 (第1年目)	8,500
合計	83,500

この登録料の納付を条件に、意匠登録がされ、意匠権は発生します。その後は、毎年以下の登録料(維持年金)の支払を条件に、意匠権を維持する事が出来ます。なお、意匠権の存続期間は、登録日より20年です(平成19年3月31日以前の意匠登録出願については、設定の登録の日から最長15年をもって意匠権の存続期間を終了します。)

第2年目以降の印紙代	
2年目	8,500
3年目	8,500
4～20年目まで毎年	16,900
登録料納付手数料/1件毎	10,000
総合計[(2)の*は不含]	697,800

手数料に関しましては、経済情勢の変化や案件の量又は難易度により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

平成28年4月1日改定（特許庁印紙代改定による）

## 手続の経緯と費用の概算 - 商標

### (1) 出願

商標登録出願は、登録すべき「商標(文字又は図形)」と、この商標を使用する「商品又は役務(サービス)」を特定して行ないます。この商品又は役務については、出願時に一つの商標について2以上の区分を指定することが出来ます。以下は消費税別の金額です。

特許庁に納める印紙代	12,000
出願手数料	60,000
商標見本作成代(実費)	1,000
小計	73,000
2区分目以降に加算される金額	
1区分毎に/印紙代	8,600
手数料	42,000
小計	(* )50,600

出願が完了後に特許庁から出願番号が通知されます。

### (2) 登録査定

審査によって拒絶理由が発見されない場合には、“登録査定”という処分がされます。この場合、弊所で代理させていただいた事件が成功を見たということで、以下の成功謝金を頂戴いたします。そして、登録料を特許庁に納付することにより、商標権が発生いたします。以下は消費税別の金額です。

成功謝金	45,000
2区分目以降に加算される金額	
1区分毎に	(* )31,000

### (3) 登録料の納付

以下は消費税別の金額です。

特許庁に納める印紙代	28,200
納付手数料	10,000
小計	38,200
2区分目以降に加算される金額	
1区分毎に/印紙代	28,200
小計	(* )28,200

分納の場合(前期・後期支払)……16,400 × 2回

### (4) 登録・商標公報の発行

以下は消費税別の金額です。

公報発行日から6カ月以内は異議申立期間

[(1)(2)(3)の\*は含まず]費用の総合計……156,200

**(\*)商標権は10年間継続**

**(5)更新登録申請**

以下は消費税別の金額です。

権利満了6カ月前より更新登録申請可	
特許庁に納める印紙代	38,800
申請手数料	48,000
小計	86,800
2区分目以降に加算される金額	
1区分毎に/印紙代	38,800
手数料	34,000
小計	(*)72,800

分納の場合(前期・後期支払)……22,600×2回

**(\*)以降10年毎に更新登録申請**

**(\*)備考**

特許庁に対する印紙代金は平成28年4月1日現在の金額です。但し、法改正により、印紙代の変更がなされる場合がありますので、予めご承知おき下さい。

上記金額は、審査官による拒絶の理由や、他人からの異議申立がなかった場合のものであり、これらがなされ、争う場合は別途費用が概ね以下の通り必要になります。以下は消費税別の金額です。

拒絶理由が通知された場合	
意見書の提出にかかる手数料	60,000
2区分目以降/区分毎に	+38,000
他人からの異議申立がなされた場合	
答弁書の提出手数料	200,000
成功謝金	140,000

手数料に関しましては、経済情勢の変化や案件の量又は難易度により変更される場合がありますので、予めご了承ください。

※商標登録出願に際しては、事前に調査をお勧めしております。

<商標調査料> 以下は消費税別の金額です。

- ・文字商標(一商標、一類似群コードにつき) 10,000
- ・図形商標(一商標、一類似群コードにつき) 30,000